

住 所 広島市安佐南区長楽寺2-12-1

事業者名 広島高速交通株式会社  
代表者名 代表取締役社長 政氏 昭夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両の更新	旧型車両(1編成)の廃車によりすべての車両が移動等円滑化基準に適合する。	移動等円滑化に対応した車両を5編成導入した。

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
設備の維持管理	案内情報装置等の各設備について、障害のある方に対して必要な役務が提供できるよう、設備の点検を定期的実施する。	計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	無人駅において、事前連絡又は、駅に設けたインターホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の主要駅などから係員が対応する。	計画通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内表示装置による情報提供	車両の乗降口上部の案内表示器により、次駅構内のバリアフリー情報を提供する。	計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスターの掲示や放送等による一般利用者への広報	車両内の車椅子スペースや優先座席を明確に表示し、各種ポスター掲示や車内・駅構内放送を用いてマナー等一般利用者にも協力を呼び掛ける。	計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

当社のホームページに記載【 <a href="https://www.astramline.co.jp">https://www.astramline.co.jp</a> 】
---

(4) その他

--